

2020年都市再生特別措置法等の改正について

安全なまちづくり、魅力あるまちづくりの推進に向けて

国土交通省 都市局 都市計画課 都市機能誘導調整室長 竹内 重貴
 国土交通省 都市局 まちづくり推進課 企画専門官 坂本 光英

1. はじめに

2020年（令和2年）6月に成立した「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」は、安全なまちづくりと魅力あるまちづくりを推進することを目的としている。

このうち、安全なまちづくりについては、近年の頻発・激甚化する自然災害に的確に対応するため、開発の規制、立地の誘導、移転の促進等により、総合的な防災・減災対策を強化することとしている。

魅力的なまちづくりについては、まちなかの歩行者空間の不足や商店街のシャッター街化等の課題に対応するため、多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」空間を官民一体となって形成し、都市の魅力を向上するとともに、住民にとって暮らしやすい環境を整備することとしている。【図1】

2. 安全なまちづくり

基本的な考え方

近年、毎年のように全国各地で自然災害が発生している。

2018年の平成30年7月豪雨、2019年10月の台風19号、2020年の令和2年7月豪雨など、広範囲で記録的な大雨となり、全国各地で多数の死者・行方不明者や、大規模な浸水被害

が生じるなど、甚大な被害が生じている。また、2018年9月に北海道胆振東部地震が発生するなど、大規模地震のリスクも切迫した状況である。

気候変動の影響により、短時間強雨の発生頻度は過去30～40年間で約1.4倍に拡大している。今世紀末には、洪水の発生頻度が約2倍になるとの試算もある。

こうした中、堤防やダムなどのハード整備に加えて、土地利用規制、開発規制などのソフト対策を組み合わせた、抜本的かつ総合的な防災・減災対策が求められるところである。

その一環として、「災害ハザードエリアにおける新規開発の抑制」、「災害ハザードエリアからの移転の促進」、「コンパクトシティ（立地適正化計画）と防災施策との連携強化」を図るため、今回の法改正が行われた。【図2】

改正の概要

災害ハザードエリアにおける新規開発の抑制
 近年の頻発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害危険区域等の災害リスクが高い区域の開発規制を強化し、市街化の進展を防止することにより、開発区域や周辺地域の住民、利用者等の安全性を確保することとしている。【図3】

災害レッドゾーンにおける開発の原則禁止
 災害レッドゾーンの4区域（災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域）について、従来の自

己以外の住宅や業務用施設に加え、自己の業務用施設（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）についても、開発を原則禁止とした。（都市計画法の改正）【図4】

市街化調整区域の浸水ハザードエリア等における開発許可の厳格化

また、市街地と隣接・近接する市街化調整区域のうち、地方公共団体が条例（いわゆる11号条例、12号条例）で特例的に開発を可能とする区域から災害ハザードエリアの除外を徹底するため、条例の区域指定に当たっては災害の防止を考慮することを明記するとともに、政令改正により、災害レッドゾーンや浸水ハザードエリア（水防法の浸水想定区域等のうち、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高いエリア）など、条例区域から除外すべきエリアを具体的に列挙することとしている。（都市計画法の改正）【図5】

災害レッドゾーンにおける開発等に対する勧告・公表

立地適正化計画の区域のうち、居住誘導区域外において、住宅等の開発を行う際に必要となる届出について、届出の内容が住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、必要な勧告をすることができる制度について、災害レッドゾーンでの開発等に対する勧告に事業者が従わなかったときは、事業者名等を公表することができることとした。（都市再生特別措置法の改正）【図6】

災害ハザードエリアからの移転の促進

災害ハザードエリアからの移転は、その必要性は理解されても、現実には土地や家への愛着のほか、移転費用、移転先の確保、手続きの煩雑さなどがネックとなってきた。このため、予算措置の拡充と法制度の整備の両面

から、ハザードエリアからの移転の促進を支援することとした。

市町村による防災移転計画の作成

市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な防災移転計画（居住誘導区域等権利設定等促進計画）を作成した場合、計画に基づいて所有権、賃借権等を設定・移転や、市町村による登記手続きの代行が可能となる等の新たな制度を創設した。（都市再生特別措置法の改正）【図7】

開発許可手続きの特例制度の創設

市街化調整区域内のレッドゾーン内にある住宅や施設が移転する場合における、開発許可制度の特例制度を設けた。（都市計画法の改正）【図8】

移転に関する財政支援の拡充

令和2年度予算において、防災集団移転促進事業における戸数要件の緩和（10戸以上から5戸以上）や、都市構造再編集事業移転における病院・福祉施設等の移転への支援拡充など、移転に対する財政上の支援を大幅に拡充した。【図9】

コンパクトシティ（立地適正化計画）と防災施策との連携強化

立地適正化計画に基づき、現在、300を超える市町村で進んでいるコンパクトシティの取組に、防災施策を取り込み、居住等を誘導するエリアでの防災対策を重点的に強化し、安全な都市構造への転換を促すこととしている。

防災指針の策定

防災まちづくりを加速化させるため、立地適正化計画の記載事項として、新たに、居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」

を位置づけ、都市の災害リスクの「見える化」を行うなど、各都市が抱える防災上の課題を分析の上、防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面からの安全確保の対策を位置付けることとした。【図10】

また、立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンの除外を徹底することとしている。(都市再生特別措置法、同法施行令の改正)【図11、図12】

3 . 魅力的なまちづくり

基本的な考え方

本格化する人口減少社会が到来し、都市間競争のさらなる加速も予想される我が国における都市再生はどのような姿になるのか。国土交通省都市局では、平成31年2月から、「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」を開催し、産学官の関係者により、今後の都市再生のあり方の検討を行った。同懇談会は、令和元年6月26日に、「まちなか」において、歩行者の目線に入る1階・2階、地階等のグランドレベルにあり、誰もが自由にアクセスできる官民のパブリック空間(街路、公園、広場、民間空地等)をウォーカブルな人中心の空間に転換し、周辺の様々な投資とも連鎖的・段階的に共鳴させながら、目に見える形で人中心の「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出していくことが重要であるとする報告書を取りまとめた。

今般の都市再生特別措置法(以下「法」という。)の改正は、同懇談会の取りまとめを踏まえ、駅前等のまちなかにおける歩行者空間の不足や、商店街のシャッター街化等の課題に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きた

くなる」空間を形成し、都市の魅力を向上させるために行われたものである。【図13】

改正の概要

今回の法改正では、官民一体で取り組む「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出のため、

官民一体で取り組む一体型滞在快適性等向上事業の創設

民間事業者が公園内でカフェ、売店等を設置するための協定制度の創設

まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入

都市再生推進法人による道路・公園の占有手続等の申請の経由事務の創設

等が措置されている。

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかエリアの創設

改正法では、ウォーカブルなまちづくり(=「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出)のため、市町村が作成するまちづくり計画である都市再生整備計画に、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域(「滞在快適性等向上区域」)を設定(法第46条第2項第5号)し、まちなかの歩ける範囲を対象に、官民一体となって交流・滞在空間を創出する取組を集中的に推進することとしている。

具体的な滞在快適性等向上区域の設定については、地域の規模や実情に応じて異なるが、例えば、駅前や商店街など人々が集まるまちなかについて、広場、店舗などの様々な交流施設・滞在施設に立ち寄ることが想定されるエリアを設定することが考えられる。

以下、滞在快適性等向上区域内の主な特例措置等について記載する。

官民一体で取り組む一体型滞在快適性等向上事業の創設（法第46条第3項第2号）

今般の改正法では、滞在快適性等向上区域内において、民間事業者等（土地の所有者等）が、市町村の取組と併せて交流・滞在空間を創出する「一体型滞在快適性等向上事業」を新たに位置付けて、本事業に対する税制上の特例、法律上の特例等の支援措置を講じることとした。具体的には、行政による車道の一部広場化などの取組に併せて、民間事業者等が行うオープンスペースの提供、建物の低層部分のオープン化などによる賑わい空間の創出といった取組を想定している。このような官民が連携して交流・滞在空間を形成する取組に対して、法律・予算・税制のパッケージによる支援を行うことで、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを促進することとしている。【図14】

民間事業者が公園内でカフェ、売店等を設置するための協定制度の創設（法第62条の3等）

都市公園はまちなかの交流・滞在施設として重要な役割を果たしている。まちづくりの担い手と公園管理者との連携により、都市公園をまちづくり活動により有効に活用できるようにすることで、官民一体で都市公園を活用した「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を図ることが重要である。このため、改正法では、まちづくり活動を行う民間事業者等（の一体型滞在快適性等向上事業の実施主体又は都市再生推進法人）が公園管理者と協定を締結して、都市公園にカフェ、売店、交流スペースなどを設置するとともにそれにより得られる収益を活用して園路の整備などを行う場合に、建蔽率の緩和などの特例措置を講じることとしている。【図15】

まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入（法第62条の10等）

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかエリア（滞在快適性等向上区域）においては、安全かつ快適に歩くことができ、賑わいイベントなどのまちづくり活動が円滑に行える空間を創出することが重要である。このため、改正法では、賑わい空間となるメインストリートなどを対象に、駐車場から出入りする車両と歩行者との交錯を防ぐため、駐車場の出入口をメインストリート側ではなく反対側の道路に設けさせるなど、駐車場の出入口の設置を制限することなどができるとしている。【図16】

都市再生推進法人による道路・公園の占用手続等の申請の経由事務等の創設（都市再生特別措置法第62条の8）

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に当たっては、道路、公園などの公共空間を活用して賑わいを創出するため、多くの出店者が参加するイベントを開催することが想定される。この際、行政手続に不慣れな出店者にとっては、道路、公園の占用許可等を申請するための書類の作成や施設管理者等との調整が負担となることがある。このため、改正法では、市町村が指定するまちづくり活動の担い手である都市再生推進法人を経由して占用許可等の申請書を提出することができること、都市再生推進法人が当該経由事務を行う際は、申請者に対する助言、情報提供といったサポートを行うことを規定することとしている。【図17】

その他の改正事項等

これらのほか、一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が都市公園に看板等を設置できるようにする【図15参照】、普通財産の安価

な貸付等を滞在快適性等向上区域における支援メニューとして位置付ける【図18】、都市再生推進法人による交流・滞在空間の充実化に対する低利貸付支援等の措置を講じる【図19】などにより、多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを官民一体で創出する取組を推進することとしている。

なお、本年の道路法の改正により、賑わい空間として活用できる道路を道路管理者が指定して、歩きやすい道路構造としたり、カフェやベンチなどを設置したりするための道路の占用許可の特例措置も設けられているところである。【図20】

4 . おわりに

改正法は、魅力的なまちづくりと安全なまちづくりのうち防災指針に関する部分が9月7日から、開発許可関係の改正規定が2022年（令和4年）4月頃に施行となる。改正法が安全で魅力的なまちづくりに寄与するよう、引き続き取組を進めてまいりたいと考えている。

【図1】都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

＜令和2年6月10日公布＞

背景・必要性

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
- こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力向上させることが必要

⇒ 安全で魅力的なまちづくりの推進が必要

〔国土強靱化基本計画〕、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画」成長戦略実行計画、令和元年度革新事業活動に関する実行計画、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（閣議決定）において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

法案の概要

安全なまちづくり（都市計画法、都市再生特別措置法）

災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

- 開発許可制度の見直し
 - 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
 - 市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制
- 住宅等の開発に対する勧告・公表
 - 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

災害ハザードエリアからの移転の促進

- 市町村による移転計画制度の創設
 - 災害ハザードエリアからの円滑な移転を（戸）など住宅、病院等の移転に対する支援
 - 支援するための計画を作成

災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成
 - ⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

【目標・効果】

- 「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現（KPI） 防災指針の作成：約600件（全ての立地適正化計画作成自治体）（2021年～2025年【2021年：100件 ↗ 2025年：600件】）
- 多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現（KPI） 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組み区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上

魅力的なまちづくり（都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法）

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画で「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組み区域を設定し、以下の取組を推進 * 都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画



整備前

車道中心の駅前広場



整備後

駅前のトランジットモール化、広場整備など歩行者空間の創出

○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出
 - 例）公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供
 - （予算）公共空間リノベーションへの交付金等による支援
 - （税制）公共空間を提供した民間事業者への固定資産税の軽減

-まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入

○まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進

- 都市再生推進法人のコーポレートによる道路・公園の占用手続の円滑化
 - * 都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）
 - （予算）官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援
 - （予算）都市再生推進法人への低利貸付による支援

居住エリアの環境向上

○日常生活の利便性向上

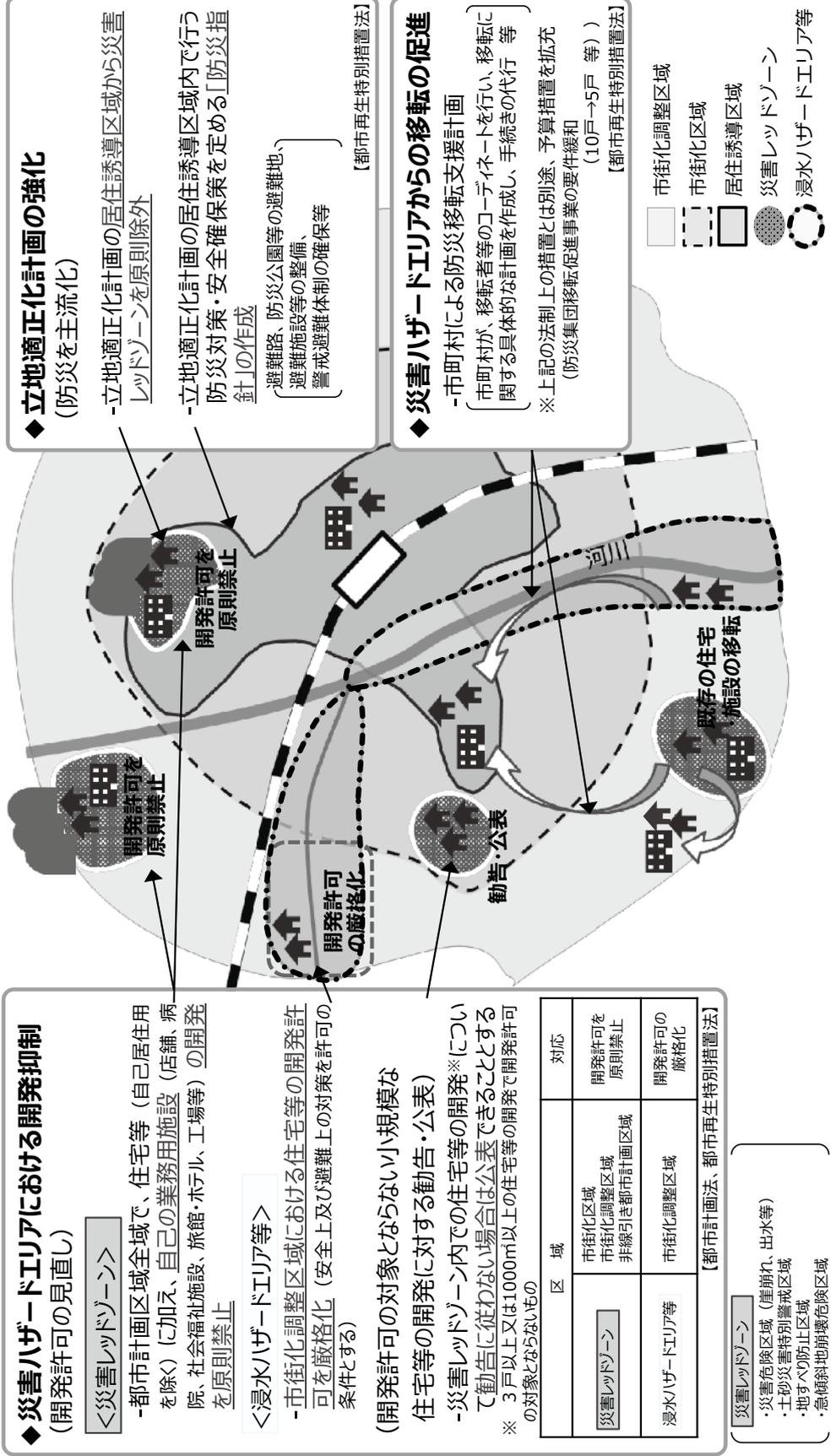
- 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設

○都市インフラの老朽化対策

- 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ
- ⇒ 改修に要する費用について都市計画税の充当等

【図2】都市計画法及び都市再生特別措置法の改正概要（安全まちづくり関係）

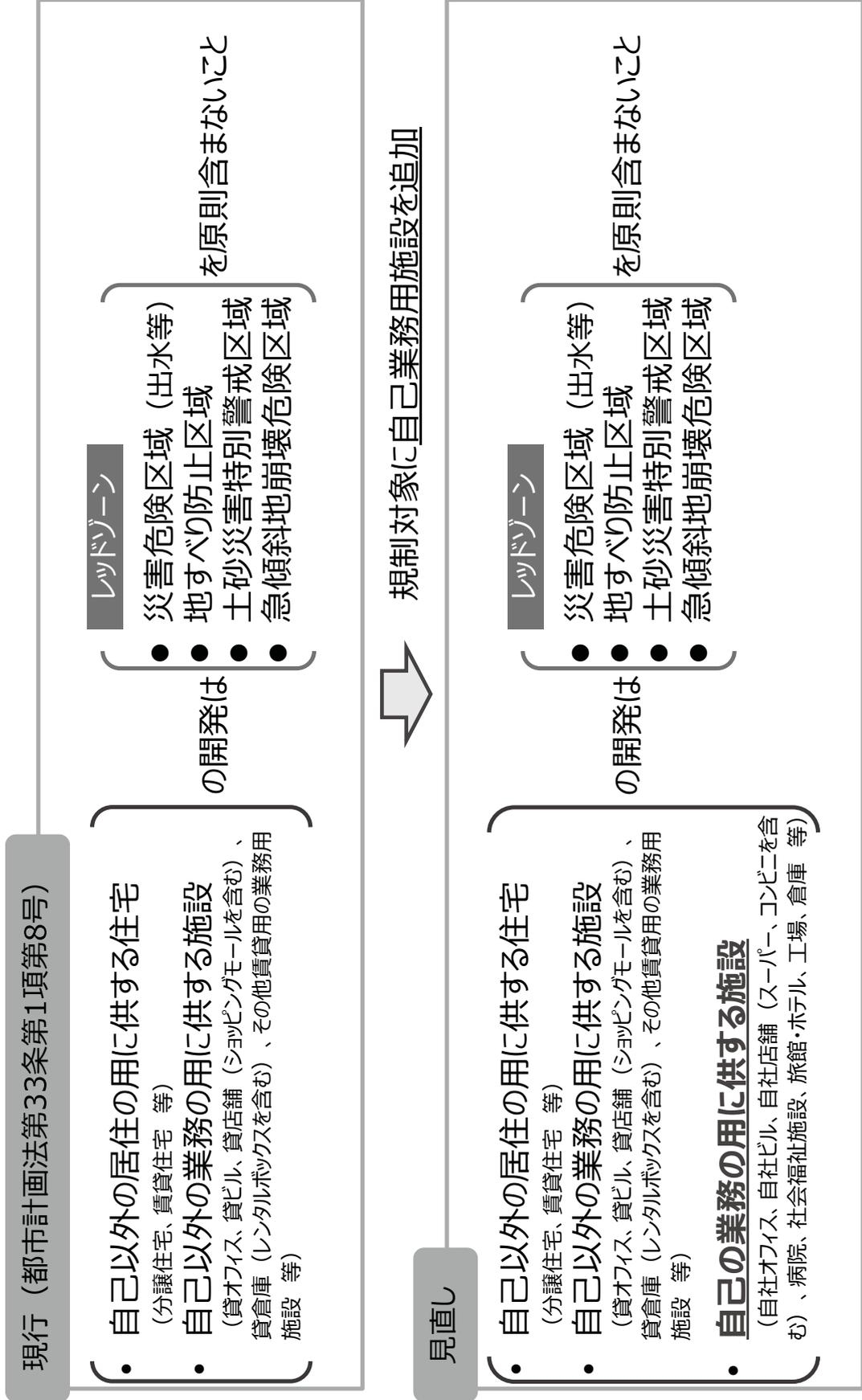
○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。



【図3】レッドゾーン・イエローゾーンについて

	区 域	指 定	(参考) 行為規制等
<p>レッドゾーン</p> <p>→住宅等の建築や開発行為等の規制あり</p>	<p>災害危険区域(崖崩れ、出水等) ＜建築基準法＞</p> <p>土砂災害特別警戒区域 ＜土砂災害警戒区域等における土砂災害 防災対策の推進に関する法律＞</p> <p>地すべり防止区域 ＜地すべり等防止法＞</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域 ＜急傾斜地の崩壊による災害の防止 に関する法律＞</p>	<p>地方公共団体</p> <p>都道府県知事</p> <p>国土交通大臣、 農林水産大臣</p> <p>都道府県知事</p>	<p>・災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。 (法第39条第2項)</p> <p>・特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしよととする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第10条第1項)</p> <p>※制限用途： 住宅（自己用除く）、防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設</p> <p>・地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしよとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第18条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のり切り（長さ3m）、切土（直高2m）など <p>・急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。(法第7条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のり切り（長さ3m）、切土（直高2m）など
<p>イエローゾーン</p> <p>→建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている</p>	<p>浸水想定区域 ＜水防法＞</p> <p>土砂災害警戒区域 ＜土砂災害警戒区域等における土砂災害 防災対策の推進に関する法律＞</p> <p>都市洪水想定区域 都市浸水想定区域 ＜特定都市河川浸水被害対策法＞</p>	<p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>国土交通大臣、 都道府県知事、 市町村長 都道府県知事</p> <p>都道府県知事</p> <p>国土交通大臣、 都道府県知事 等</p>	<p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p>

【図4】災害レッドゾーンにおける開発の原則禁止



【図5】市街化調整区域の浸水ハザードエリア等における開発許可の厳格化

現行（都市計画法第34条第11号、12号）

- 市街化を抑制すべき市街化調整区域であっても、市街地の隣接、近接する等の区域のうち、地方公共団体が条例（いわゆる11号条例、12号条例）で区域等を指定すれば、市街化区域と同様に開発が可能。
- 条例での区域の指定に当たっては、政令（都計法施行令第29条の8、29条の9）において、原則として「溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域」等を指定区域から除外するよう定められている。



11号条例、12号条例の区域から、災害レッドゾーン及び浸水ハザードエリア等の除外を徹底

見直し

<法改正>

- 11号条例及び12号条例の区域指定について、災害の防止が図られるよう政令で基準を設定することを法律（都市計画法第34条第11号、12号）で明記。

<政省令等改正>

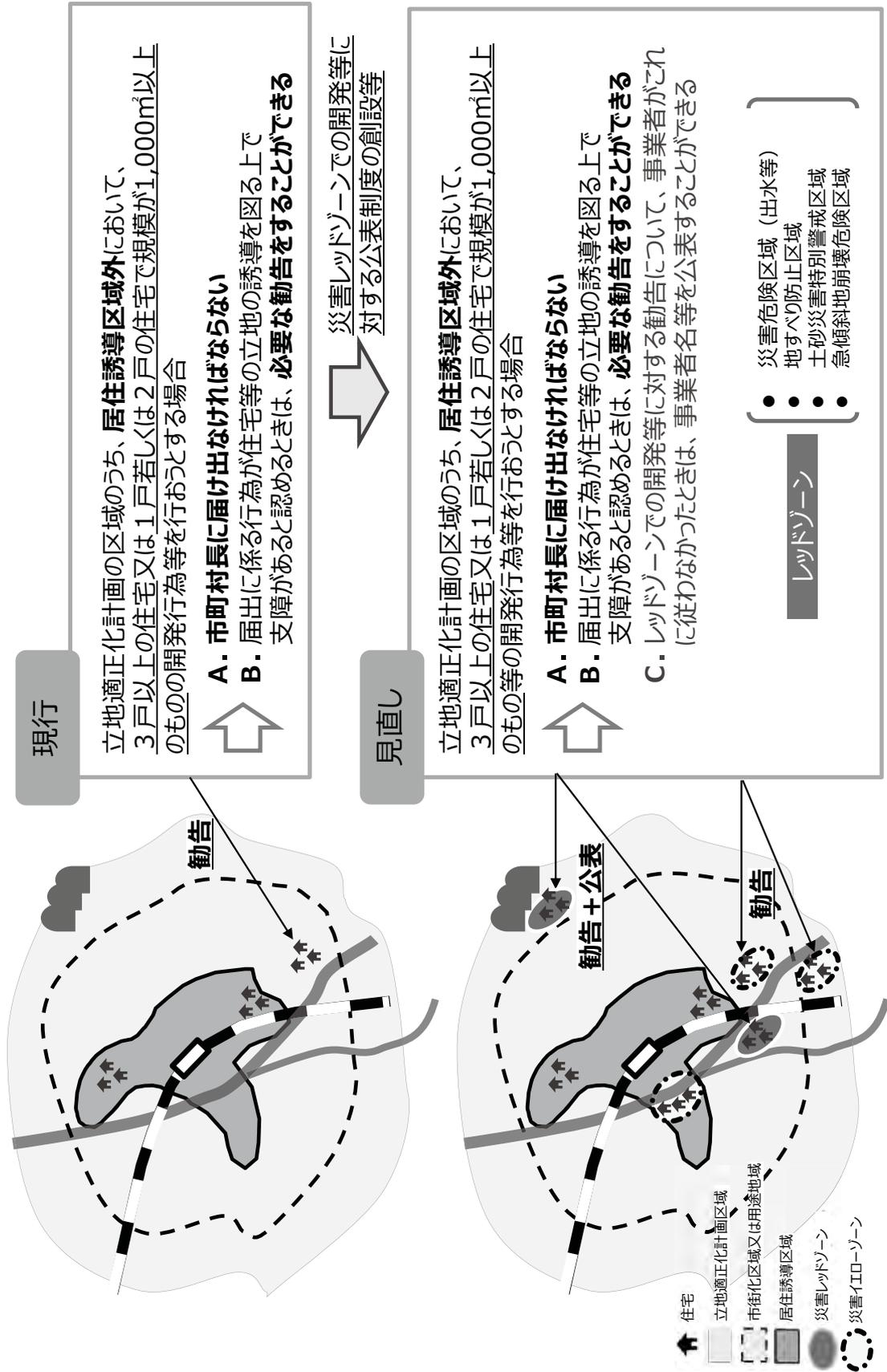
- 11号条例及び12号条例の区域から
 - 災害危険区域（出水等）
 - 地すべり防止区域
 - 土砂災害特別警戒区域
 - 急傾斜地崩壊危険区域
- 11号条例の区域については、図面、字名等により明示。

レッドゾーン

と浸水ハザードエリア※等を除外。

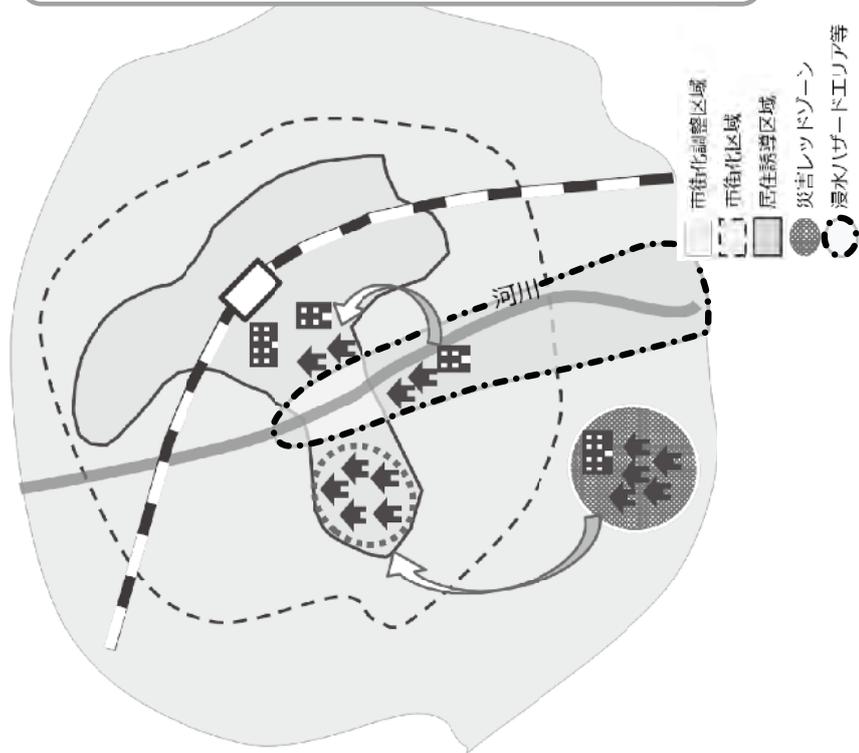
※水防法の浸水想定区域等のうち、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高いエリア

【図6】災害レッドゾーンにおける開発等に対する勧告・公表



【図7】災害ハザードエリアからの移転の促進（市町村による防災移転計画の作成）

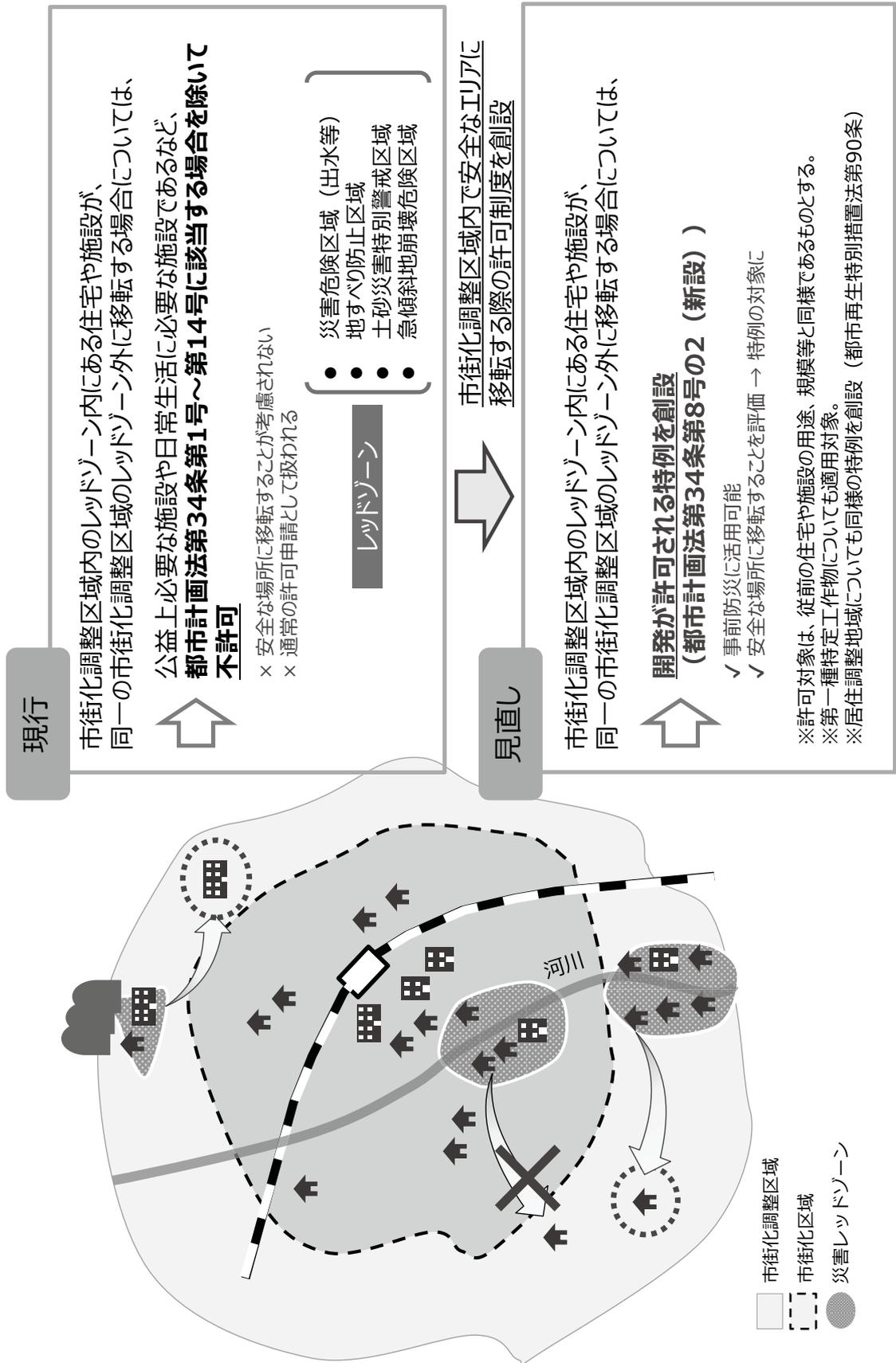
○ 市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等を行う新たな制度を創設。



「防災移転計画（居住誘導区域等権利設定等促進計画）」

- 作成主体：立地適正化計画を作成している市町村
- 対象：災害ハザードエリアから居住誘導区域に住宅又は施設を移転する場合
- 計画内容：市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、以下の事項を記載した計画を作成。
 - ① 移転者の氏名、住所
 - ② 移転先の土地建物の内容（住所、面積、建物の構造等）
 - ③ 移転先の土地建物の権利者の氏名、住所
 - ④ 移転先に設定する所有権、賃借権等の種類
 - ⑤ 移転の時期、移転の対価、支払い方法 等
- 法律の効果：市町村が計画を公告することにより、計画に定めた所有権、賃借権等が設定又は移転。また、計画に基づく権利設定を、市町村が一括で登記が可能（不動産登記法の制度）。
- 支援措置：
 - ・計画作成に当たって、固定資産税情報等の活用が可能。
 - ・移転に係る不動産鑑定等の費用について、財政支援。
 - ・移転に係る開発許可手数料の減免等。

【図8】開発許可手続きの特例制度の創設



【図9】災害ハザードエリアからの移転に関する財政支援 【令和2年度予算の改正内容】

住居の移転に対する支援

凡例 ● ハザードエリア ● 浸水想定区域 □ 市街化区域 ※ 災害発生エリア

- **集団移転への支援** (防災集団移転促進事業)
 - (財政支援の例)
 - ① 住宅団地の用地取得及び造成費
 - ② 移転者の住宅建設・土地購入費
 - ③ 移転者の住居の移転費
 - ✓ 補助率：3/4 (地方公共団体)
- 【制度改正】
 - 堤防が未整備の場合等、住宅団地の整備要件を10戸から5戸に緩和
- **その他の支援** (がけ地近接等危険住宅移転事業)
 - (財政支援の例)
 - ① 移転者の住宅建設・土地購入費、
 - ② 移転者の住居の移転費
 - ✓ 補助率：1/2 (地方公共団体)

病院・福祉施設等の移転に対する支援

凡例 ● ハザードエリア ● 浸水想定区域 □ 都市機能誘導区域 □ 居住誘導区域

- **病院・福祉施設等の移転への支援** (都市構造再編集中支援事業)
 - (財政支援の例)
 - 民間事業者等による医療・福祉施設等の整備費等
 - ✓ 補助対象事業費の1/3を支援※
 - (補助対象事業費の2/3を補助基本額とし、その1/2を補助)
- ※ 民間事業者等に対する市町村からの公的不動産活用支援等による額と補助対象事業費の1/3のいずれか低い額を国からの支援額とする。
- ※ 補助対象事業費に算入できる専有部整備費は、整備に要する費用の23%とする。
- 【制度改正】
 - ハザードエリアから移転する場合、補助対象事業費の2/5を支援 (補助対象事業費の4/5を補助基本額とし、その1/2を補助)

【図11】居住誘導区域内における災害レッドゾーンの原則除外

【都市再生特別措置法】

居住誘導区域として定めない区域（都市再生特別措置法 § 81⑱）

○ 建築基準法第三十九条第一項に規定する**災害危険区域**のうち、同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する**建築物の建築が禁止されている区域**

○ 地すべり防止区域

○ 急傾斜地崩壊危険区域

○ 土砂災害特別警戒区域

＜政令で追加＞

【令和3年10月1日施行予定】

（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域については災害防止のための措置が講じられている区域を除く）

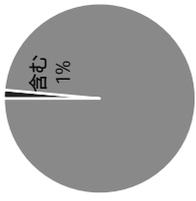
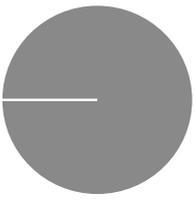
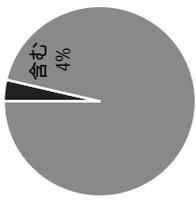
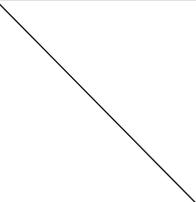
※津波災害特別警戒区域、災害危険区域（条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く）

については、引き続き都市計画運用指針において原則居住誘導区域として定めないこととして位置づけ。

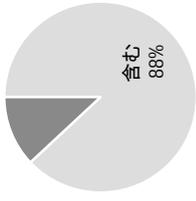
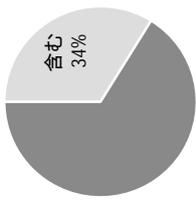
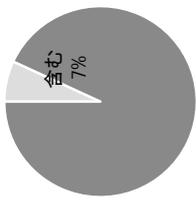
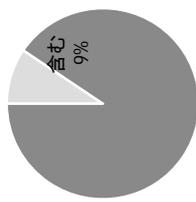
【図12】居住誘導区域内に災害ハザードエリアを含む都市について

○ 居住誘導区域における災害ハザードエリアの存否
 (調査対象：令和元年12月時点で立地適正化計画(居住誘導区域を含む)を公表している都市 n=275都市)

【災害レッドゾーン】：原則として居住誘導区域に含めないこととしている区域

区域	災害危険区域 (条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く)	地すべり 防止区域	急傾斜地 崩壊危険区域	土砂災害 特別警戒区域	総数
居住誘導区域に 含む都市数 (R2年度末までに除外を 予定している都市を除く)	4都市 	0都市 	10都市 	6都市 	13都市 

【災害イエローゾーン】：総合的に判断し、適切でないとは判断されない場合、原則として含まないこととすべき区域

区域	浸水 想定区域	土砂災害 警戒区域	都市洪水・都市 浸水想定区域	津波浸水 想定区域	津波災害 警戒区域	総数
居住誘導区域に 含む都市数 (R2年度末までに除外を 予定している都市を除く)	242都市 	93都市 	19都市 	74都市 	26都市 	254都市 (複数の区域を含む都市あり) 